

自然災害即応・連携チーム会議の開催について

令和2年4月20日
内閣官房長官決裁

- 1 大規模災害の発生に備え、平時から内閣危機管理監と各省庁災害担当局長等との緊密な連携を図るため、自然災害即応・連携チーム会議（以下「チーム会議」という。）を開催する。
- 2 チーム会議の構成は、次のとおりとする。ただし、チーム会議のチーム長は、必要があると認めるときは、関係者にチーム会議への出席を求めることができる。

チーム長	内閣危機管理監
副チーム長	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
代表幹事	内閣府政策統括官（防災担当）
幹事	内閣官房危機管理審議官
	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
	警察庁警備局長
	総務省総合通信基盤局長
	消防庁次長
	厚生労働省医政局長
	農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
	国土交通省水管理・国土保全局長
	国土交通省危機管理・運輸安全政策審議官
	気象庁次長
	海上保安庁海上保安監
	環境省環境再生・資源循環局長
	原子力規制庁次長
	防衛省統合幕僚監部総括官

構成員 内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方訓練担当）

3 チーム会議の庶務は、内閣府において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、チーム会議の運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。